



～酒類販売事業者を支援します～

北海道における緊急事態宣言による飲食店への酒類の提供停止の要請等の影響を受け、
 厳しい状況が続いている道内の酒類販売事業者の方へ、

国の月次支援金に上乗せして支援金を給付します。

対象事業者

北海道内に本店・本社のある酒類製造事業者と酒類販売事業者で、
国の月次支援金を受給している方が対象となります。

※中小法人、個人事業者等に限りません。

※本支援金の申請には **国の月次支援金の給付通知書のコピーが必要**となります。

給付額

2021年5月及び6月の各月において、売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について下記の金額を上限として給付します。

中小法人等 上限 **20万円/月** 個人事業者 上限 **10万円/月**



主な給付要件

- 2021年5月または6月あるいは両月に係る**国の月次支援金の給付**を受けていること。
- 2021年5月から6月の**北海道における緊急事態措置の特定措置区域の飲食店**※1と直接または間接の反復継続した取引のある**酒類販売事業者**または**酒類製造事業者**※2であること。

特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

※1 酒類提供停止の要請等に応じた飲食店とします。

※2 酒類製造免許、酒類販売免許のいずれかを保有している事業者とします。免許通知書等のコピーが必要となります。

- 当支援金の給付を受けた後にも**事業を継続する意志があること。**

受付開始

2021年 **7月30日** 申請受付開始

お問合せ先

酒類販売事業者特別支援金事務局

平日 9:30～17:30 TEL: 011-798-0579

酒類販売事業者特別支援金 申請について

詳しくは道庁HPに掲載している「**申請の手引き**」をご確認ください。

申請手順

1 申請書類を入手

道庁HPからダウンロードまたは 振興局や
特定措置区域の市町村 等で入手。

●酒類販売事業者特別支援金について (道HP)



道庁HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/syuruitokubetsushienkin.html>

2 申請書、宣誓・同意書に 必要事項を記入

- 1 申請書 1. 申請者基本情報
2. 振込口座情報
3. 申請金額
4. 飲食店との取引情報等
- 2 宣誓・同意事項を確認、自署

3 必要書類を準備

右記①～③の書類を準備する。
事務局が⑨の提出を求めた場合は、
⑨の書類を準備し、提出。

4 申請：書類郵送

①～③の申請書類を下記「酒類販売
事業者特別支援金事務局」宛に郵送
にて申請。

申請書送付先

〒060-8402

酒類販売事業者特別支援金事務局

※住所の記載不要

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法）で、かつ配達時に受け取り確認がされるもので郵送してください（申請到達に関しては通知いたしません）。

※送料は申請者側でご負担願います。料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

必要書類

- 1 必要事項全て記入済みの申請書
- 2 法人代表者または個人事業者本人が自署した宣誓・同意書
- 3 国の月次支援金の給付通知書の写し
- 4 基準月を含む事業年度(2019年、2020年)の確定申告書類等の控え

中小法人	・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書(表面・裏面(1ページ・2ページ))の控え
個人事業者(青色申告)	・確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書の控え(1ページ・2ページ)
個人事業者(白色申告)	・確定申告書第一表の控え

※所轄税務署に提出済のもの(收受日付印が押印されているものに限る)

※e-Taxの場合には收受日時の印字されていることまたは「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。

- 5 2021年5月または2021年6月の月単位の売上がわかる書類(売上台帳等、国の月次支援金申請時に提出した書類の写し)

※書式は問わないが、社名(屋号等)、年度、月の合計額が確認できる書式であること。

※日別・項目別等の詳細情報は不要です。

- 6 法人または個人の確認書類

中小法人	・履歴事項全部証明書 ※申請の3か月以内に発行されたものに限り。
個人事業者	・本人確認書類 ※有効期限内の運転免許証、マイナンバーカード等

- 7 通帳の写し

通帳の表紙および見開きページ(以下の情報が確認できるもの)

●金融機関コード ●支店コード ●口座種別 ●口座番号 ●口座名義人カナ表記

- 8 酒類製造免許通知書、酒類販売免許通知書等の写し

※免許通知書の写し、または税務署が発行する「酒類製造・販売の免許に関する証明書」、

または税務署の收受印が押してある社名・氏名・住所の記載があり、酒類製造・販売事業者であることが確認できる書類の写し

- 9 その他事務局が必要と認める書類

※事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

6月分申請にあたり、5月分を申請している場合、宣誓・同意書、確定申告書等の写し、履歴事項全部証明書、本人確認書類、通帳の写し、酒類製造免許等の写しの提出を省略することが可能です。

申請受付

期間：2021年7月30日(金)～2021年10月15日(金)まで(10月15日の消印有効)